

幼稚園又は中学校の免許状を有する方で、小学校教諭2種  
免許状を取得したい方  
(小学校での実務経験を基に修得単位数を軽減する場合)

免許状の種類

- 小学校教諭2種免許状

根拠規定

- 免許法別表第8、免許法施行規則第18条の2表備考第4号

取得方法

- 幼稚園又は中学校教諭免許状を有する方が、幼稚園又は小学校での実務年数に加えて小学校での実務年数がある場合に、修得単位数を軽減して小学校教諭2種免許状を取得する方法（平成29年4月1日から）は、〈表15〉のとおりです。

取得しようとする免許状			小学校教諭 2 種免許状				
所要 資格	有することが必要な免許状		幼稚園教諭免許状		中学校教諭免許状		
	在 職 年 数 (ア) + (イ)		4 年	5 年	4 年	5 年	
	(ア) 有することが必要な免許状に関する在職年数		3 年	3 年	3 年	3 年	
	(イ) 取得しようとする免許状に関する在職年数		1 年	2 年	1 年	2 年	
	最低修得単位数		10 単位	7 単位	9 単位	6 単位	
欄	科 目	含めることが必要な事項					
第 2 欄	教科及び教科の指導法に関する科目	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）		7 単位	5 単位	7 単位	5 単位
第 4 欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法		1 単位	1 単位	—	—
		生徒指導の理論及び方法		2 単位 (注)の4 参照	1 単位 (注)の4 参照	2 単位 (注)の4 参照	1 単位 (注)の4 参照
		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法					
		進路指導及びキャリア教育の理論及び方法					
最低修得単位数			10 単位	7 単位	9 単位	6 単位	

(注)

1 「(ア) 有することが必要な免許状に関する在職年数」は、幼稚園教諭免許状を取得した後の幼稚園（特別支援学校の幼稚部及び幼保連携型認定こども園を含む。）での実務又は中学校教諭免許状を取得した後の中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）での実務に限ります。

※ ただし、以下については上記の実務に含めることができます。

① 小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）

② 学校以外の教育施設のうち、これらの学校に相当するものとして文部科学省令で定めるもの

※ 教諭又は保育教諭（助教諭、助保育教諭及び非常勤講師等は含まない。）として発令された実務であること。

2 「(イ) 取得しようとする免許状に関する在職年数」は、平成 28 年 4 月 1 日以降の小学校（義務教育学校及び特別支援学校の小学部を含む。）での実務に限ります。

※ 教諭（助教諭を含む。）として発令された実務であること。

3 修得単位は、有することが必要な免許状（幼稚園又は中学校）を取得した後に修得した単位に限ります。

4 「生徒指導の理論及び方法」、「教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法」及び「進路指導及びキャリア教育の理論及び方法」については、すべての事項を含み修得してください。

5 「各教科の指導法」の修得方法については、以下のモデルケースを参考にしてください。その際、幼稚園教諭免許状を所持する方については生活科の指導法を除き、中学校教諭免許状を所持する方については相当する教科の指導法を除いてください。

※ 小学校教諭二種免許状を取得する際の「各教科の指導法」履修方法モデルケース

	10単位のケース (通常の場合)					7単位のケース					5単位のケース				
	教科 A	教科 B	教科 C	教科 D	教科 E	教科 A	教科 B	教科 C	教科 D	教科 E	教科 A	教科 B	教科 C	教科 D	教科 E
パターン① 5科目履修 (最も望ましい)						2	2	1	1	1	1	1	1	1	1
パターン② ①③の間											2	1	1	1	—
パターン③ 少ない科目を履修 ここまでは許容	2	2	2	2	2	2	2	2	1	—	2	2	1	—	—
認められないパターン (3単位の科目が生じる)						3	2	2	—	—	3	2	—	—	—

注) 10単位のケースにおける修得方法が望ましいが、大学等の科目の開設状況等により、このような修得方法でも可とする。